

原議保存期間	以後5年(令和16年3月31日)
有効期間	3年(令和11年3月31日)

F . N o . 1 6 2 0 2 0 C

滋 務 甲 発 第 S1934号

令 和 7 年 10 月 9 日

各 部 長
首 席 監 察 官
警 察 学 校 長
各 首 席 参 事 官 殿
各 参 事 官
各 所 属 長
各 監 察 官

滋 賀 県 警 察 本 部 長

「滋賀県警察障害者活躍推進計画」の改定について（通達）

滋賀県警察における障害者活躍については、「「滋賀県警察障害者活躍推進計画」の策定について」（令和2年4月1日付け滋務甲発第S0062号）により推進しているものであるが、同計画を別添のとおり改定することとしたので、職員への周知徹底を図るとともに、計画の推進に当たり遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、前記通達は廃止する。

別添

機関名	滋賀県警察
任命権者	滋賀県警察本部長
計画期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）
滋賀県警察における障害者雇用に関する課題	滋賀県警察においては、法定雇用率の達成及び障害者である職員の活躍できる環境の構築に取り組んでいるところであるが、令和6年4月以降、法定雇用率が段階的に引き上げられており、また障害の有無に関わらず、全ての職員がやりがいを持って働き続けられるためには、引き続き、組織的な体制・環境整備等の取組を推進する必要がある。
目標	
①採用に関する目標	各年6月1日時点の実雇用率を法定雇用率以上（法定雇用率の達成に必要な雇用数以上）とすることを目標とする。 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を生じさせないことを目標とする。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
①組織面	○ 障害者雇用推進者（警務部長）を責任者とし、障害のある職員が参画する「滋賀県警察障害者雇用推進チーム」を設置し、計画の実施状況の点検・見直し等を行い、幹事課長会議・部長会議・公安委員会において報告・共有を行う。

②人材面	○ 警務課員の中から障害者職業生活相談員を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員全員について、滋賀労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○ 面談等を通じて、障害者である職員の希望等を把握し、適切な職務の選定・創出に努める。 ○ 障害により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出に努める。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
①職務環境	○ 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ 必要な措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
②募集・採用	○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

③働き方	○ 早出遅出勤務制度の利用及び時間単位の年次有給休暇や特別休暇等、各種制度の利用を促進する。
④キャリア形成	○ 本人の希望等を踏まえつつ、各種研修及び講習等を通じて、実務能力や専門性の向上を目指す。
4. その他	
	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。